

行政事業レビュー(ベンチャー支援)資料

金融庁

平成28年11月12日

事業性評価に基づく担保・保証に依存しない融資の促進

資産査定中心の健全性評価の見直し。また、事業性評価に基づく担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けた取組みを実施。

《従前の検査(モニタリング)手法》

資産査定中心の健全性評価

立入検査(オンサイト・モニタリング)における個別の資産査定を中心に金融機関の健全性を評価



金融機関の融資は、
企業の財務データ、
担保・保証に必要以上
に依存する傾向

金融機関全体の
リスク分析に基づく
健全性評価

借り手の事業内容等
の適切な評価に基づ
く融資の促進

《平成25事務年度以降》

① 資産査定における金融機関の判断の尊重

- 25事務年度は、小口の資産査定について、金融機関の判断を極力尊重。
- 26事務年度は、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外の資産査定について、原則として金融機関の判断を尊重。
(金融モニタリング基本方針に明記)

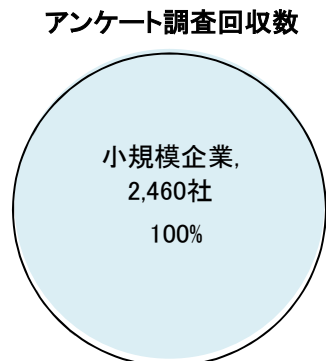
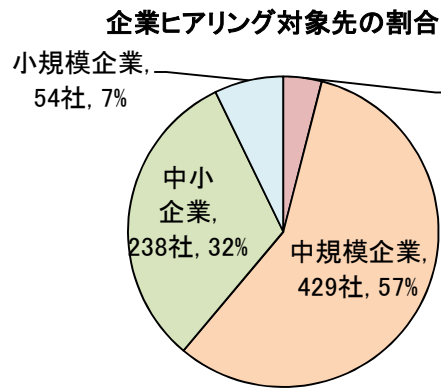
② 事業性評価に基づく融資の促進

- 25事務年度は、地域銀行が取引先企業の事業を適切に評価できているかについて個別事例に基づき銀行と議論。
- 26事務年度は、地域銀行が事業を適切に評価し、企業の活性化にいかに取り組んでいるかを検証し、銀行側の態勢の拡充を促進。

企業ヒアリング・アンケート調査結果の概要

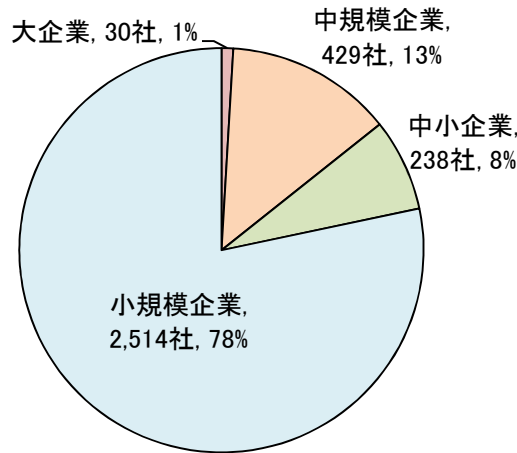
- 取引金融機関に対する顧客企業の評価を把握するため、金融庁による新たな取組みとして「企業ヒアリング」及び「アンケート調査」を実施
- **企業ヒアリング**：中規模・中小企業を中心に 751社を実施
- **アンケート調査**：企業ヒアリングで捕捉できていない小規模企業 2,460社から回答

【対象企業の規模】

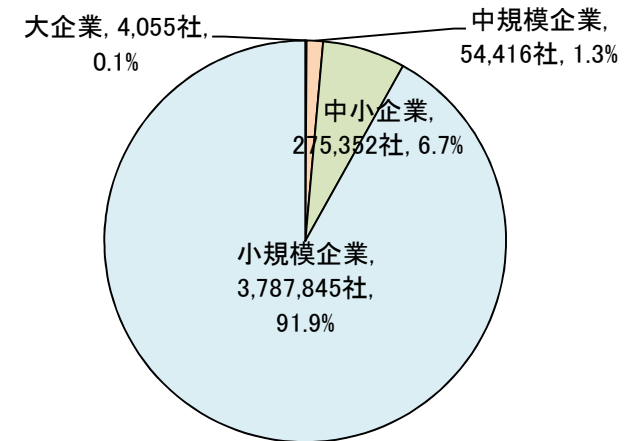


小規模企業: 1人～20人
 中小企業: 21人～100人
 中規模企業: 101人～1,000人
 大企業: 1,001人以上

企業ヒアリング・アンケート調査の合算割合



(参考) 全国の企業の従業員規模別割合 (平成24年 経済センサス)



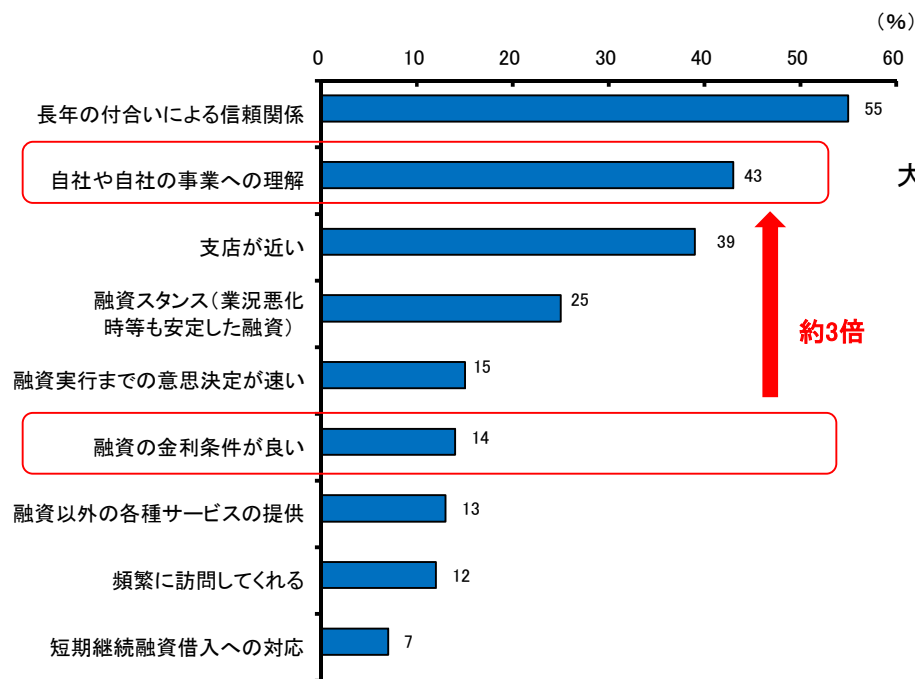
小規模企業: 1人～19人
 中小企業: 20人～99人
 中規模企業: 100人～999人
 大企業: 1,000人以上

※中小企業及び小規模企業については、
 中小企業基本法の定義を踏まえ設定

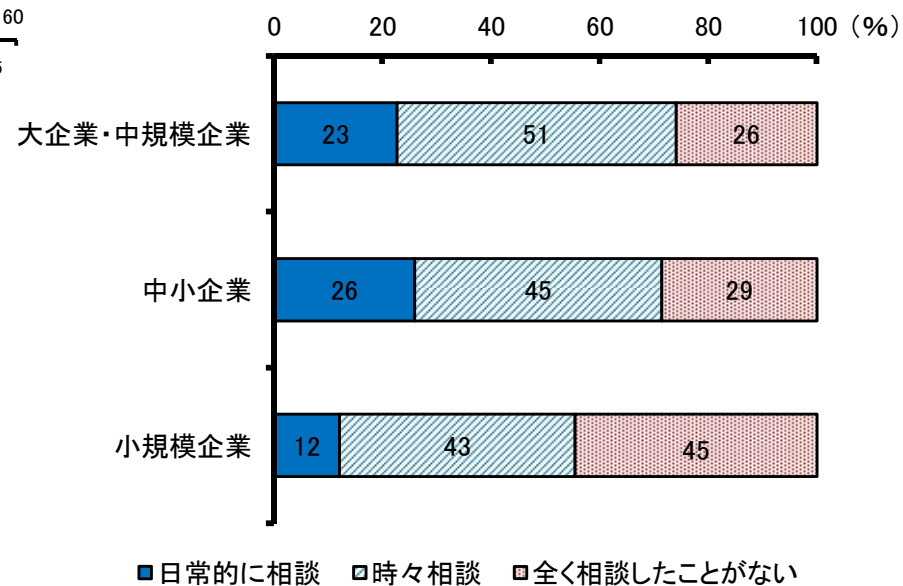
企業ヒアリング・アンケート調査結果①

- 企業は、メインバンクに対し、「融資の金利条件」以上に、「自社や自社の事業への理解」を求めている
- 金融機関に対して「経営上の課題や悩み」を全く相談していない企業が一定数存在

企業がメインバンクに求めるもの



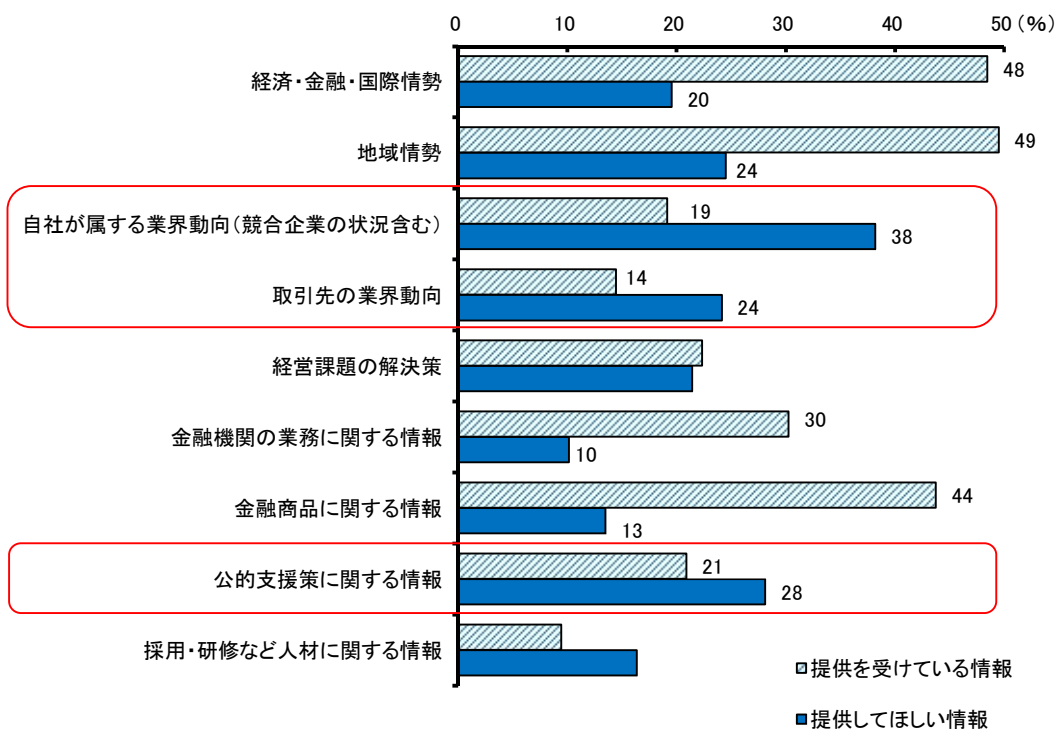
金融機関への相談状況(規模別)



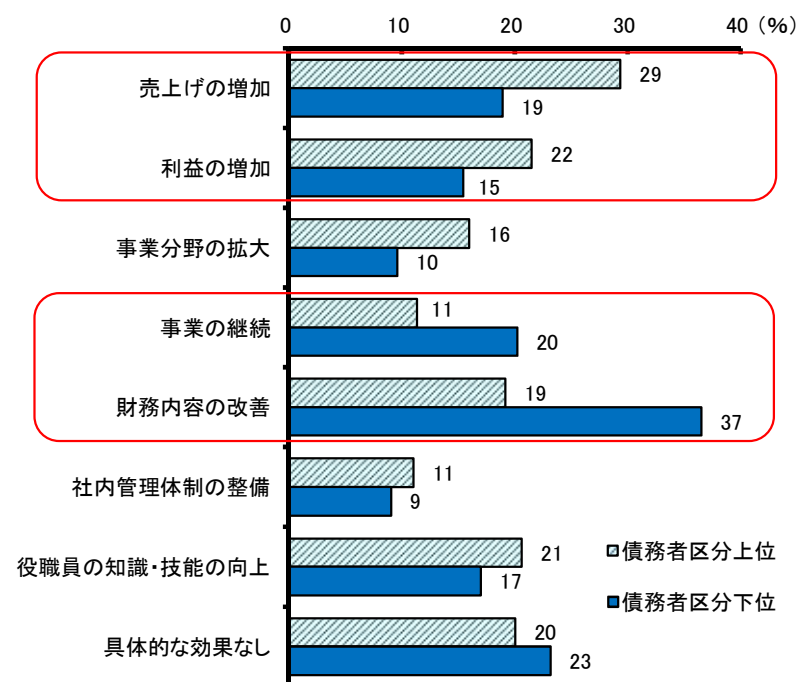
企業ヒアリング・アンケート調査結果②

- 企業が「提供して欲しい情報」と、金融機関から実際に「提供を受けている情報」との間には、ギャップが存在。企業は「自社及び取引先の業界動向」等、自社の事業に直結する情報を求めているが、金融機関は「経済・金融・国際情勢」等の一般的な情報や供給側の都合による情報を提供する傾向
- メインバンクと相談して支援を受けたことがあると回答した企業(1,639社)の約8割が、「財務内容の改善」等、何らかの効果があったと回答

企業が求める情報と実際に提供されている情報のギャップ

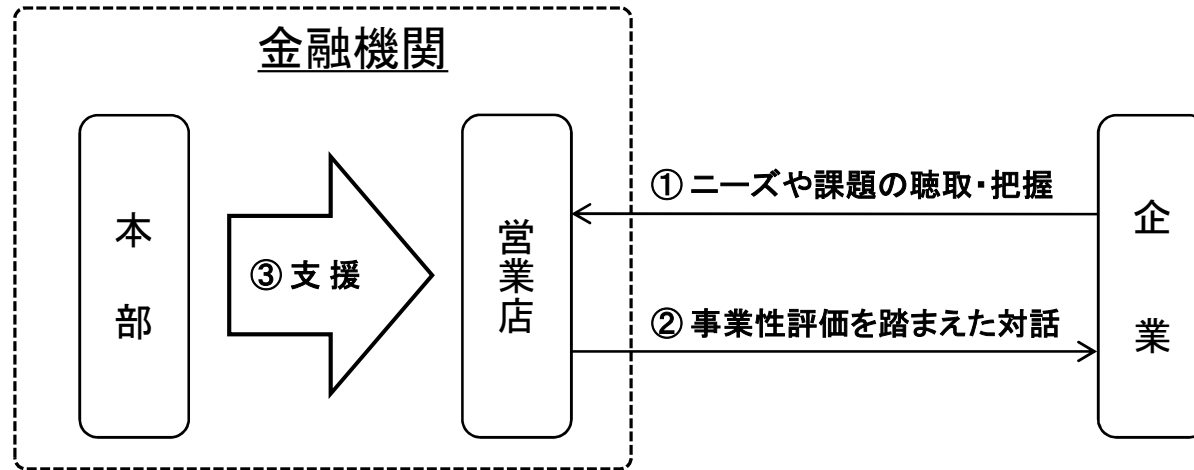


金融機関による経営支援サービスによる貢献度



企業から評価される地域金融機関の取組み

- 企業から評価される金融機関には、本部を含めた組織全体として、企業との課題共有を図る仕組みを構築し、企業のニーズや課題に沿ったサービスの提供に努めているという、共通の特徴が見られた



《共通の特徴》

- ① 企業のニーズや経営課題の把握において、経営者との直接対話、ヒアリング項目の策定、ITの活用による本部・営業店での情報共有等、独自の仕組みを構築
- ② 金融機関が分析した企業の事業性評価等を企業に開示しながら、経営課題の背景・根拠の分析結果や経営改善に向けたポイントを説明する等、企業との課題共有のための対話を実施
- ③ 企業への経営支援について、経営陣・本部が個々の進捗状況を確認し具体的な指示を行う等、営業店任せではなく本部が積極的にサポート

《その他の特徴的な取組み》

- 企業の事業性に関する目利き力や企業に対する提案力の向上を図るための人材育成
- 経営・指導の取組みの質を行員の業績評価に反映

「地域の中小企業と地方大学を結びつける、課題解決型産学金連携」

(阿波銀行)

1. 取組みを始めるに至った経緯、動機等

- ・平成25年2月、徳島大学との間で連携協力協定を締結した。両者の保有する研究技術、情報およびノウハウを活用して、地域の産学連携を推進し、地域の発展と産業の振興に寄与することを目的としている。
- ・提携をリリースし地方紙や全国紙でも取り上げられたが、待ちの姿勢では案件が出てこなかった。当初8ヶ月間で、徳島大学と当行のお客さまとの面談は3件にとどまった。大学の技術シーズの企業への移転も進まなかった。

2. 具体的な取組み内容

- ・徳島大学との定期協議の場で両者協同による「ものづくり企業」への訪問を提案し、25年10月に着任した産学連携担当の教授(四国TLO(※)の役員を兼任)と、11月から個別企業訪問を開始した。約1年半で徳島大学及び四国TLOと当行のお客さま76社を引き合わせ、企業の抱える課題抽出・課題解決に、大学と共に取り組んだ。
 - ・両者の得意分野を活かして補完関係を構築し、企業訪問から新規事業の事業化まで、連携してサポートしている。
 - 阿波銀行 ⇒ 「企業ネットワーク」「ビジネスプランニング」「認定支援機関」「つなぎ融資」「新規事業融資」
 - 徳島大学 ⇒ 「技術課題抽出力」「課題解決力」「政府系研究開発資金獲得能力」
- ※ TLOとは、Technology Licensing Organization(技術移転機関)の略称。大学等の研究成果(発明)を権利化し、それを企業に技術移転する機関。

3. 実施にあたり工夫した点(関与のポイント・推進体制面・PDCAサイクル面等)

<事業化に向けた支援>

- ・企業と大学の共同研究を促進させる手段として「ものづくり補助金」等の公的助成金を活用し、新商品開発の費用負担の軽減を図っている。事業化に向けての自立性を確保するため、技術面・資金面に加え、ビジネスプランニングや他社との連携についての支援も実施している。

<ビジネス開発会議>

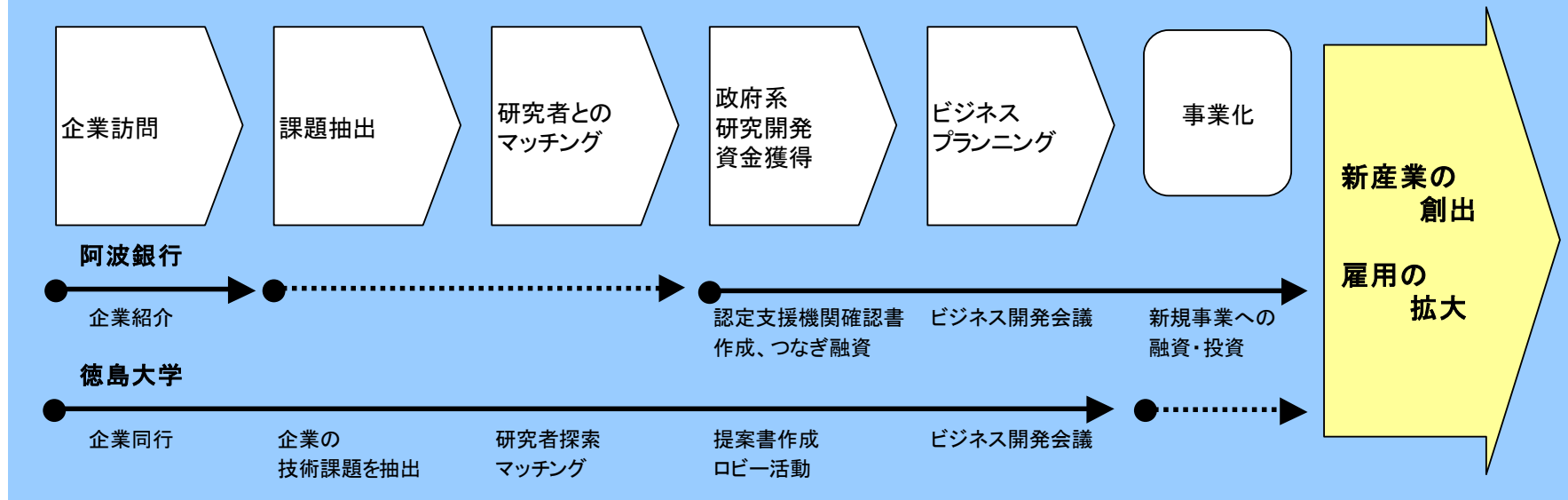
- ・新規事業分野で共同研究が進捗している案件では、開発企業、徳島大学(研究者、弁理士、産学連携担当)、当行(中小企業診断士)と、新事業のユーザー候補になると考えられる企業から構成される、「ビジネス開発会議」を実施している。
- ・中小企業の弱みである「知的財産の取得」「ビジネスプラン作成」「販路開拓」などについて専門家の助言により解決案を提示し、事業化の加速を促している ⇒ 「研究開発」と「ビジネス構築」の両面から地域の中小企業をサポート

4. 取組みの成果(取組み中の場合は目標値・KPI等)

- ・本取組開始後、約2年間で大学と当行の取引先76社を引き合わせ、17件の共同研究を実施し、うち2件が商品化している。
- ・地方創生において「ローカルイノベーション」を促進させるためには、「課題解決能力を持つ地方大学」と「地元企業を知る地方銀行」の連携が有効であることを実証できたと考えている。

5. スキーム図等

課題解決型の産業連携における、地方銀行と地方大学の補完関係



《事例1》

湿式ステンレス研磨装置 (石原金属株)

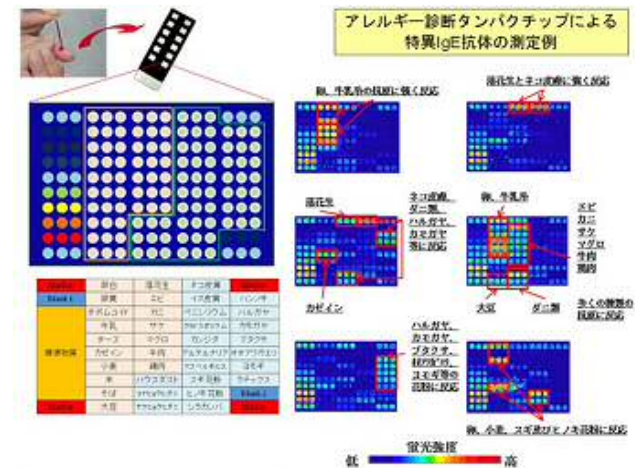
- ・従来の手法では困難な、歪の少ないステンレス研磨を実現。
- ・企業紹介からビジネスプランニングまで、一貫した支援を実施。



《事例2》

アレルギー診断タンパクチップ (応用酵素医学研究所株)

- ・徳島大学発のベンチャー企業。
- ・大学から紹介を受け、政府系研究開発資金獲得と融資で支援。



「地元中小企業の技術を結集した新分野進出のための製品開発」

(東京東信用金庫)

1. 取組みを始めるに至った経緯、動機等

- ・当金庫は、経済産業省地域力連携拠点事業の採択を受け、東京海洋大学と芝浦工業大学との産学連携協定を結び、顧客企業の技術的課題を解決してきた。
- ・そうしたなか、顧客企業から「深海探査機を共同で開発したい」という要望を受け、下町の中小企業の活性化と下請け体質からの脱却を支援するとともに、連携する両大学の学生に実業経験をつませ、社会に貢献させることを目的に共同研究開発プロジェクトを発足した。

2. 具体的な取組み内容

- ・当金庫がハブとなり、両大学及び海洋研究開発機構の協力を取り付けるとともに、当金庫の顧客を中心に、必要な技術を有する企業の参画を募集して、プロジェクトチームを組成。通常使用されている技術を用いて中小企業と大学生で開発可能な深海探査機「江戸っ子1号」の構想を構築。
- ・具体的にはガラス球を耐圧容器兼浮力体とするフリーフォール型探査機をユニットに分け、企業と大学の研究室が共同して開発を進めるとともに、全体の設計を調整する会合を頻繁に開催し、各ユニットが全体設計の中でどのような位置づけにあるかを把握できるようにプロジェクトを運営した。
- ・海洋開発関係者・水族館・漁業者など各方面からの支援を受け、設計・製作と水槽・浅海などでの実験を行い、日本海溝の8,000m海域での実験に成功。当初の目的通り、下請けからの脱却を目指し、本プロジェクトの参加企業を中心に事業化を実現。

3. 実施にあたり工夫した点(関与のポイント・推進体制面・PDCAサイクル面等)

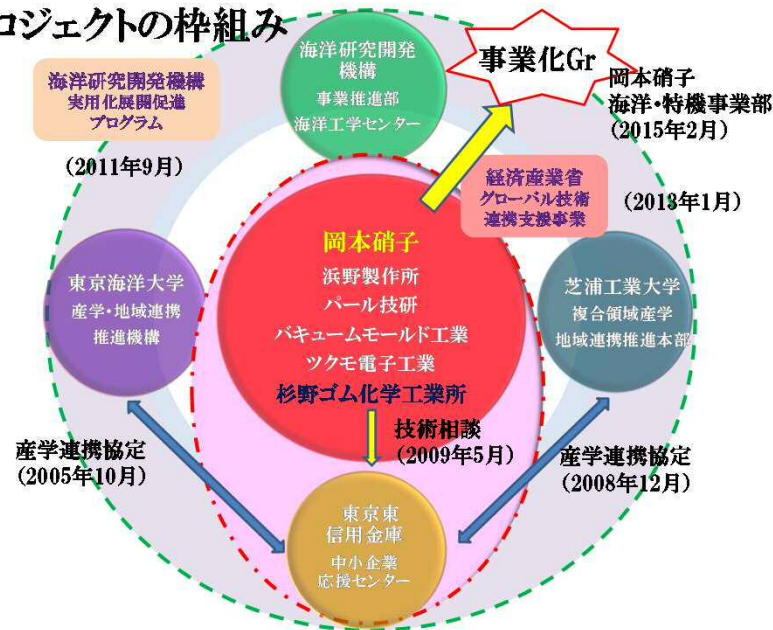
- ・深海探査機の開発を提案した事業者は、アイデアはあったものの、具体的な構想、総合的技術力及び資金などが不足していたため、改めて構想の構築、参加企業の募集、及び資金の調達計画など、プロジェクトの企画立案段階から当金庫が主体的に関与。
- ・産学官金連携を円滑に進めるため、支援機関のトップによる会合及び連携担当部署の話し合いを通じて、相互に密接に連携をとって、企業と大学の連携を支援するとともに、各機関の監督官庁とも密接に連絡を取って、支援を仰いだ。
- ・プロジェクトの委員会の事務局を当金庫におき、プロジェクト管理、資金管理、会合開催事務を行うとともに、専門知識を有する当金庫職員が技術統括としてコーディネーター役を務め、各担当機関の調整と全体設計のとりまとめを行った。
- ・プロジェクトの活動資金として、経済産業省の補助金の活用、および当金庫で「江戸っ子1号応援定期預金」を販売し販売総額50億円の運用益の一部(250万円)を寄付。試作品段階では、こうした寄付金や補助金等を活用したが、当初から事業化を意識した採算性を重視した開発に取組み、現在は、民間によるビジネスとして展開。

4. 取組みの成果(取組み中の場合は目標値・KPI等)

- ・深海探査機「江戸っ子1号」を事業化後最初の商品として海洋研究開発機構に4機納入するなど、これまで海洋に縁の無かった企業が新規市場に進出を果たした。また、海洋研究開発機構にとっても優良な技術をもつ中小企業への発注が可能となったほか、今後深海での利用実績を積むことで海外事業展開も目指しており、当金庫にとっても新たな融資に結びつくことを期待している。
- ・多くのメディアに取り上げられたことで、参加企業には大きな宣伝効果が得られ、新規顧客からの受注など収益機会の増加が見られた。
- ・学生は、通常の授業では得られない社会経験を得て、プロジェクトの進め方を学習した。

プロジェクトのスキームと、作業分担

プロジェクトの枠組み



大学生が研究・設計し、企業が製作



地域金融機関が出資している地域活性化ファンドの組成状況

- 地域金融機関は、地域経済活性化支援機構や日本政策投資銀行等とも連携して中長期のリスクマネーの供給に取り組んでいる。
- 金融庁としても、地域におけるリスクマネーの供給促進に取り組んでいく。

平成28年3月31日現在

ファンドへの出資金融機関	地域活性化ファンド	
	ファンド数	規模(億円)
地域金融機関及び政府関係機関が出資して設立したファンド	103	2058
地域経済活性化支援機構	32	970
日本政策投資銀行	17	393
中小企業基盤整備機構	15	409
農林漁業成長産業化支援機構	43	485
地域金融機関のみが出資して設立したファンド	71	761
合計	174	2820

※1 公表資料をもとに作成

※2 金融機関が出資しているファンドのうち、投資案件を受付中のファンドを集計

※3 ファンドによっては複数の政府関係機関がGPまたはLP出資しているものがあるため、内訳と合計は合致しない

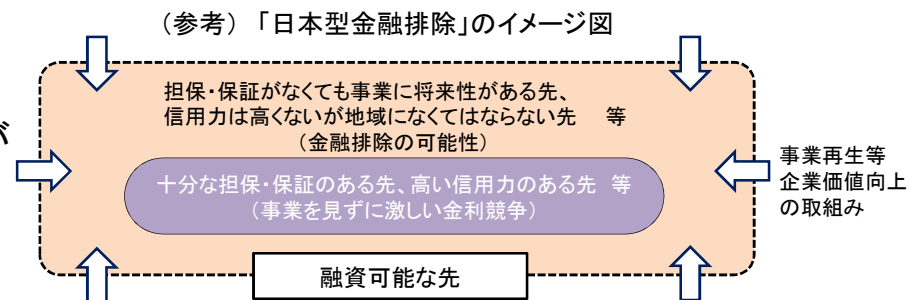
「平成28事務年度 金融行政方針」の概要(具体的重点施策)

金融仲介機能の質の向上

(1) 「日本型金融排除」の実態把握

- 融資に関し、**金融機関と顧客の認識に相違**が存在

銀行：融資可能な貸出先が少なく、銀行間の金利競争が激しい
顧客：銀行は担保・保証が無いと貸してくれない



- 十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないため、企業価値の向上等が実現できていない状況(「日本型金融排除」)が生じていないか、**実態把握**

(2) ファンドによるエクイティ性資金の活用状況の実態把握

- エクイティ性資金の出し手である地域活性化・事業再生ファンドについては、その投資実績等にバラツキ。金融機関における**地域活性化・事業再生ファンドの経営戦略上の位置付け、ファンド運用の基本スタンス、有効な運用のための能力の確保(外部人材確保を含む)及びガバナンスの整備状況について実態把握**

(3) 金融仲介の質の向上に向けた金融機関との深度ある対話

- 上記の実態把握や「金融仲介機能のベンチマーク」等の**客観的な指標**を活用し、ガバナンス、業績目標・評価、融資審査態勢等を含め、**金融仲介の質の向上に向けて、経営陣と深度ある対話を実施**

「平成28事務年度 金融行政方針」の概要(具体的重点施策)

(4) 金融仲介機能の発揮状況に関する積極的かつ具体的な開示の促進

- 金融機関に対し、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、その金融仲介機能の発揮状況について、積極的かつ具体的に開示するよう促す

(5) 事業性評価に基づく融資や本業支援等の組織的・継続的な取組みの公表・表彰

- 金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援等の組織的・継続的な取組みについて、優良な取組みを行っている金融機関を公表・表彰

(6) 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況に関する開示の更なる促進

- 経営者保証ガイドライン及びその活用状況をより広く周知するために、金融機関による開示を更に促す

(7) 金融仲介の更なる発揮に向けた関係機関との連携促進

- 金融機関に対し、地域活性化・事業再生ファンドによるハンズオン支援や、地域経済活性化支援機構(REVIC)及び日本人材機構等との密接な連携やその機能の積極的な活用を促す
- 金融機関に対し、REVICの経営者保証付債権等の買取り・整理業務の積極的な活用を促す
- 信用保証制度について、金融機関等が事業者への経営改善支援に積極的に取り組むインセンティブが働くような制度の見直しの趣旨に沿った対応が進むよう、金融機関と対話を実施

金融仲介機能のベンチマークについて

ベンチマーク策定の趣旨

- 多くの金融機関は、経営理念や事業戦略の中で、金融仲介機能を発揮し、取引先企業のニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)の提供により、取引先企業の成長や地域経済の活性化等に貢献していく方針を掲げている。
- 他方、企業からは、依然として、「金融機関は、相変わらず担保・保証に依存しているなど対応は変わっていない」との声。
昨事務年度に実施した企業ヒアリングによれば、多くの企業が、金融機関に対して、事業の理解に基づく融資や経営改善等に向けた支援を求めている。
- 監督・検査を通じて、企業から評価される金融機関は、取引先企業のニーズ・課題の把握や経営改善等の支援を組織的・継続的に実施することにより、自身の経営の安定にもつなげていることなどを確認。
- 金融機関が、金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要。



- 金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標(「金融仲介機能のベンチマーク」)を策定・公表。

金融仲介機能のベンチマークの主な内容

共通ベンチマーク <5項目>

項目	具体例
取引先企業の経営改善や成長力の強化	● 経営指標の改善や就業者数の増加が見られた取引先数・融資額の推移
取引先企業の抜本的事業再生等による生産性向上	● 貸付条件変更先の経営改善計画の進捗状況 ● 金融機関が関与した創業、第二創業の件数 ● ライフステージ別の与信先数・融資額
担保・保証依存の融資姿勢からの転換	● 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資額

選択ベンチマーク <50項目>

項目	具体例
地域企業とのリレーション	● 取引先数(うちメイン取引先数・地元の取引先数)の推移、担当者1人当たりの取引先数
担保・保証に過度に依存しない融資	● 事業性評価の結果等を提示して対話を行っている取引先数 ● 地元の中小企業向け融資のうち無担保融資先数
本業支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	● 事業再生支援で債権放棄等を行った先数及び実施金額 ● 創業支援先数 ● ファンド(創業・事業再生・地域活性化等)の活用件数 ● 販路開拓支援、事業承継支援等の先数
経営人材支援	● 中小企業に対する経営人材等の紹介数
業務推進体制	● 中小企業向け融資や本業支援を担当する従業員数
支店・個人の業績評価	● 本業支援に関連する評価の支店・個人の業績評価に占める割合
外部専門家の活用	● 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数
収益管理態勢	● 事業性評価に基づく融資・本業支援に関する収益の実績・中期的見込み
ガバナンスの発揮	● 取引先の本業支援に関連する施策の達成状況や取組みの改善に関する取締役会における検討頻度、社外役員への説明頻度

金融仲介機能のベンチマークについて

ベンチマークの活用

(1) 自己点検・評価

全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」を提示。

これらに加え、金融機関が金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合には、その活用も歓迎。

(2) 自主的開示

企業にとっては、自らのニーズや課題解決に応じてくれる金融機関を主体的に選択できるための十分な情報が提供されることが重要。

金融機関は、ベンチマークを用い、自身の金融仲介の取組みを積極的かつ具体的に開示し、企業との間の情報の非対称性の解消に努力。

(3) 対話の実施

監督当局は、各金融機関における取組みの進捗状況や課題等について、それぞれの金融機関が金融仲介の質を高めていけるような、効果的な対話を行っていく。